

瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画

平成 28 年 10 月

大 阪 府

目 次

第1 序説	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
第2 計画の目標	2
1 大阪湾のゾーニング	2
2 環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像	3
3 個別目標	4
1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標	4
2 水質の保全及び管理に関する目標	5
3 都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全に関する目標	6
4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標	7
第3 目標達成のための基本的な施策	8
1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出	8
(1) 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出	8
(2) 藻場・干潟・砂浜等の保全等	8
(3) 湾南部における「里海づくり」の推進	8
(4) 自然海浜の保全等	8
(5) 底質環境の改善に向けた取組、窪地の埋め戻しの推進	9
(6) 海砂利の採取の抑制	9
(7) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮	9
2 水質の保全及び管理	9
(1) 水質総量削減制度等の実施	9
(2) 栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の確立に向けた取組の推進	9
(3) 湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に向けた取組の推進	10
(4) 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出（再掲）	10
(5) 貧酸素水塊の発生抑制に向けた取組の推進	10
(6) 生活排水処理施設の整備等	10
(7) 底質改善対策の推進	10
(8) 有害化学物質等の低減のための対策	10
(9) 油等による汚染の防止	11
(10) 海水浴場の保全その他の措置	11
(11) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	11
(12) 気候変動への適応に向けた取組の推進	12
3 都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全	12
(1) 湾奥部における海と親しめる場や機会の拡充	12

(2) 大阪の特徴を活かした、海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力の創出	12
(3) 自然との共生や環境との調和に配慮した防災・減災対策の推進	12
(4) エコツーリズムの推進	12
(5) 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進	12
(6) 自然公園等の保全	12
(7) 緑地等の保全	13
(8) 史跡、名勝、天然記念物等の保全	13
(9) 良好な景観の形成	13
4 水産資源の持続的な利用の確保	13
(1) 栽培漁業の推進	14
(2) 資源管理型漁業の推進、資源管理への遊漁者の協力	14
(3) 広域的な漁場整備の推進	14
(4) 地先海域における漁場整備の推進	14
5 基盤的な施策	14
(1) 水質等の監視測定	14
(2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等	14
(3) 廃棄物の処理施設の整備及び処分場の確保	15
(4) 広域的な連携の強化等	15
(5) 情報提供・広報の充実、環境保全思想の普及及び住民参加の推進	15
(6) 環境教育・環境学習の推進	16
(7) 国内外の閉鎖性海域との連携	16
第4 計画の推進	16
1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標	16
2 水質の保全及び管理に関する指標	16
3 都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全に関する指標	17
4 水産資源の持続的な利用の確保に関する指標	17
5 基盤的な施策に関する指標	18

第1 序説

1 計画策定の趣旨

この計画は、平成27年10月に改正された「瀬戸内海環境保全特別措置法」第2条の2に規定する瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念に則り、かつ、平成27年2月に全部変更された「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、大阪府の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し、実施すべき施策について定めたものである。

＜参考＞瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念（瀬戸内海環境保全特別措置法第2条の2）

瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。

2 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。

3 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によつてこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。

2 計画の期間

この計画の期間は概ね10年とする。また、策定時から概ね5年ごとに、計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第2 計画の目標

1 大阪湾のゾーニング

大阪湾は、湾奥部、湾中央部、湾口部で、それぞれ海域や沿岸の陸域の特徴が大きく異なるという瀬戸内海の他の湾・灘には見られない特性を有している。

例えば、水質の水平分布の傾向としては、窒素やりんについては、湾奥沿岸部における濃度勾配が大きいのに対し、湾中央部における濃度勾配は緩やかで、湾口部では海水交換により均一化している。夏季の底層溶存酸素（DO）については、湾中央部・湾口部では高いのに対し、湾奥部はおおむね低くなっており、貧酸素耐性が高い水生生物の生息に必要とされる2mg/Lを下回っている海域もある。

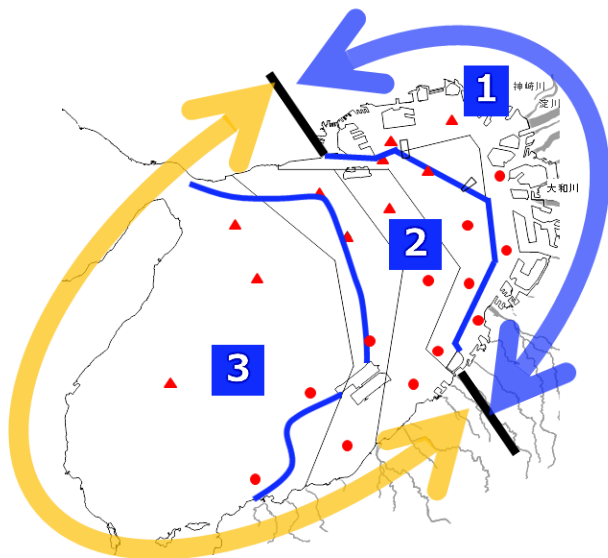
底質の窒素やりんについては、湾奥部は概ね高いのに対し、湾中央部・湾口部では低くなっている。

生物については、マクロベントスは、湾中央より東では汚濁に耐性のある種が優占しているのに対し、西では汚濁に弱い甲殻類が優占している。漁場分布については、湾奥沿岸部や湾南西部と比較して、明石海峡付近から湾北部の利用が多くなっており、また、湾奥部は、魚類等の生息にとっては厳しい環境にある中、主成育場として利用されている。

沿岸の陸域における利用状況については、湾北東側では産業の拠点としての利用が図られているのに対し、湾南西側では海水浴場や自然とのふれあいの場等として利用が図られている。

このように、大阪湾は、海域によって、水質の状況や生物の生息環境、漁場としての利用状況、沿岸の陸域の利用状況等が大きく異なっており、環境の保全・再生・創出に向けた課題も海域によって大きく異なっている。

本計画においては、このことを勘案して、大阪湾を3つのゾーンに区分し、第2の3に掲げる個別目標と、第3に掲げる基本的な施策ごとに、重点的に取り組むゾーンを明らかにし、きめ細かく取組を推進することとする。



ゾーン	海域の主な特徴	沿岸の陸域の主な特徴
1	<ul style="list-style-type: none">水質の窒素・りん等の濃度が高く、濃度勾配が大きい。夏季に底層DOが低い。魚類等の生息にとっては厳しい環境にある中、主成育場として利用されている。	<ul style="list-style-type: none">産業の拠点としての利用が図られている。
2	<ul style="list-style-type: none">水質の濃度が緩やかに変化している。漁場としてよく利用されている。	<ul style="list-style-type: none">海水浴場や自然とのふれあいの場等としての利用が図られている。
3	<ul style="list-style-type: none">湾口部を有し、海水交換が活発であり、水質の濃度が均一化している。漁場としてよく利用されている。	

大阪湾のゾーニング

2 環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像

大阪湾の各海域の特性を踏まえるとともに、大阪湾が大都市域に立地するなど瀬戸内海において特殊な海域であることを踏まえ、大阪湾の環境を保全するという従来の観点のみならず、かつての良好な環境を取り戻す再生や、さらに新たに豊かな環境を積極的に創り上げる創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像は次のとおりとする。

多面的価値・機能が最大源に発揮された「豊かな大阪湾」が実現している

(豊かな大阪湾が有する多面的価値・機能)

・多様な生物を育む場が確保されている

生物の生息に適した自然環境等の保全・再生・創出や、環境に配慮した護岸や沿岸の施設による良好な海域環境の創出が進むとともに、水産資源の持続的な利用が確保され、多様な生物を育む場が確保されている。

・健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている

水質環境基準（底層DO含む）が達成・維持されるとともに、底質が改善され、生物生産性が確保されるよう、湾奥部における停滞性水域の流況が改善され、栄養塩類や有機物などの物質が健全に循環し、良好な水環境が保たれている。

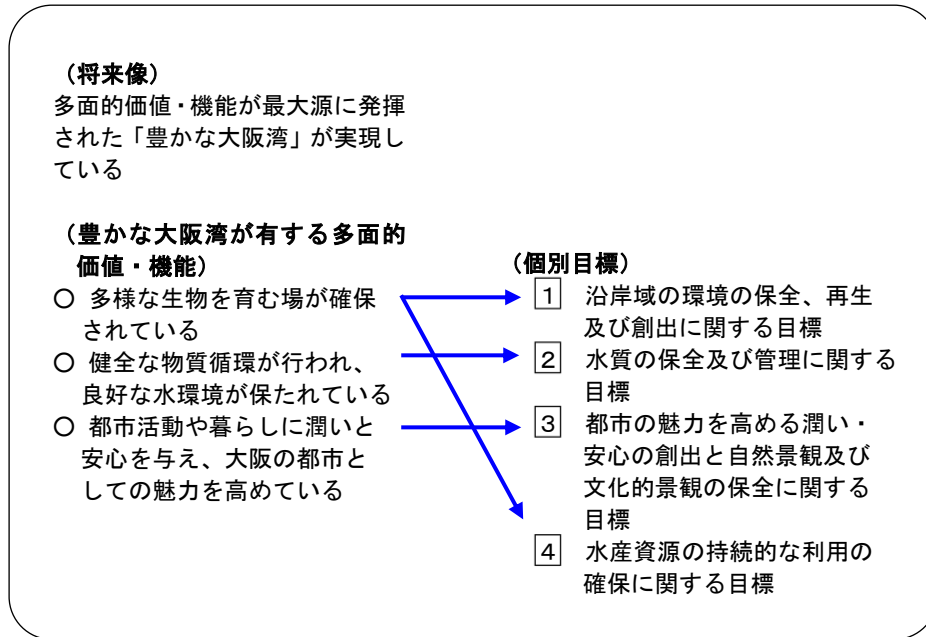
・都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めている

貴重な自然景観・文化的景観の保全、海と都市や産業施設が融合した都市景観・産業景観という新たな魅力の創出や環境保全と調和した沿岸防災機能の強化が進むとともに、海を使い、海と親しむ場や機会が拡充され、それらが活発に活用されることにより、都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、都市としての魅力を高めている。

3 個別目標

将来像の実現に向けた、本計画における個別目標と、それぞれの目標の達成に向けた取組を重点的に進めるべきゾーンは次のとおりとする。

本計画における将来像と個別目標の関係



1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

(1) 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出

海岸の大半が直立護岸となっている湾奥部において、湾全体における良好な生態系ネットワークの形成や、海と川を行き来する生物の生息に資するよう、適切な場所に、生物が生息しやすい場の創出が図られていること（重点ゾーン：1）。

(2) 藻場・干潟・砂浜等の保全等

沿岸域における藻場・干潟・砂浜等が適正に保全され、必要に応じて再生・創出が図られていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(3) 湾南部における「里海づくり」の推進

自然環境が残され海に近づく場が多い湾南部において、自然環境を保全しつつ、必要に応じて人の手を加える「里海づくり」の推進が図られていること（重点ゾーン：2、3）。

(4) 自然海浜の保全等

海水浴場や自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(5) 底質及び窪地の悪影響の防止・改善

生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び窪地については、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること（重点ゾーン：1、2）。

(6) 海砂利の採取の抑制

海砂利の採取が行われていないこと（重点ゾーン：1、2、3）。

(7) 埋立に当たっての環境保全に対する配慮

海面の埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、環境影響を回避・低減するための措置が講ぜられていること（重点ゾーン：1、2、3）。

2 水質の保全及び管理に関する目標

(1) 水質総量削減制度等の実施

水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための対策が計画的かつ総合的に講ぜられていること（重点ゾーン：1、2、3）。

水質環境基準について、未達成の海域においては可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(2) 栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の確立

水質環境基準を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するために海域別・季節別の目指すべき栄養塩濃度レベルや、その管理手法の確立に向けた取組が進められていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(3) 湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消

湾奥部における停滞性水域の流況を改善し、栄養塩類の過度な偏在の解消を図るための取組が進められていること（重点ゾーン：1）。

(4) 湾奥部における藻場・干潟等の水質浄化機能の活用

藻場・干潟等の水質浄化機能を活用し、本来あるべき物質循環の回復が図られていること（重点ゾーン：1）。

(5) 貧酸素水塊の発生抑制

夏季の貧酸素水塊の発生の抑制に向けた取組が進められていること（重点ゾーン：1）。

(6) 生活排水処理施設の整備等

下水道等の生活排水処理施設の整備等が進められていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(7) 底質改善対策

水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、水質の保全とともに底質環境の改善の措置が講ぜられていること（重点ゾーン：1、2）。

(8) 有害化学物質等の低減

有害化学物質等の低減のための対策が進められていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(9) 油等による汚染の防止

油流出事故に係る未然防止措置及び事故発生時における防除体制整備が図られていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(10) 海水浴場の保全等

海水浴場や自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全されていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(11) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

海域及び陸域において、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るための取組が進められていること。

(12) 気候変動への適応

気候変動が水質や生物多様性・生物生産性に与える影響の把握と、気候変動への適応に向けた取組が進められていること（重点ゾーン：1、2、3）。

3 都市の魅力をも高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

(1) 湾奥部における海と親しめる場や機会の拡充

海に近づける場が限られている湾奥部において、海と親しめる場や機会が拡充されていること（重点ゾーン：1）。

(2) 海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力の創出

海と都市や産業が融合した都市景観・産業景観の魅力の創出が図られていること（重点ゾーン：1、2）。

(3) 環境保全と調和した防災・減災対策の推進

沿岸域において環境保全と調和した防災・減災が進められていること（重点ゾーン：1、2）。

(4) 自然環境等の価値や大切さの理解を深める機会の創出

自然環境等を活用して、楽しみながら、それらの価値や大切さの理解が深まるような機会の創出が図られていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(5) 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進

海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと（重点ゾーン：1、2、3）。

(6) 自然公園等の保全

自然景観の核心的な地域が、その態様に応じて国定公園、府立自然公園等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること（重点ゾーン：1、2、3）。

(7) 緑地等の保全

沿岸地域における樹木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に

保護管理されていること（重点ゾーン：1、2、3）。

（8）史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海の自然景観等と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること（重点ゾーン：1、2、3）。

（9）良好な景観の形成

湾岸地域において良好な景観の形成が図られていること（重点ゾーン：1、2、3）。

4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

（1）水産資源の増殖の推進

資源が減少している魚種の資源の底上げを図るため、水産資源の増殖が推進されていること（重点ゾーン：1、2、3）。

（2）水産資源の適切な管理の推進

水産資源の維持・回復を図るため、水産資源の適切な管理が推進されていること（重点ゾーン：1、2、3）。

（3）広域的な漁場整備の推進

湾全体の漁場環境の改善につながるような広域的な視点を持った漁場整備が推進されていること（重点ゾーン：2、3）。

（4）地先海域における漁場整備の推進

地先海域において、定着性の魚類等の資源の増加を図るための漁場整備が推進されていること（重点ゾーン：2、3）。

第3 目標達成のための基本的な施策

計画の目標を達成するために、本府の区域において実施する基本的な施策と重点的に取り組むゾーンは、次のとおりとする（将来像の実現に向け、新たに取り組む施策、これまでの取組をさらに強化する施策に☆を付す。）。

なお、施策の実施にあたっては、環境条件の変化に対する生態系の応答は時間がかかる上に不確実性を伴うため、効果を把握するためのデータを取りながら、その結果を踏まえて必要に応じ柔軟に対策を変更する順応的管理の考え方に基づく取組を推進するものとする。

また、「豊かな大阪湾」の価値・機能は多面的であることから、これらの価値・機能が互いに両立できる関係となるよう、適切にバランスさせた施策の実施に努めるものとする。

さらに、今後、人口減少等の社会構造の変化や産業構造の変化、気候変動等が、大阪湾の水質等の環境に影響を及ぼし得ることを考慮し、変化に対応できる柔軟性を持った施策の策定・実施や見直しに努めるものとする。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

(1) 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出（重点ゾーン：1）☆

湾奥部が幼稚魚の成育場として良好に機能するよう、藻場・干潟の整備や、護岸を生物が定着しやすいような構造にする等により、生物が生息しやすい場の創出を図る。

（これまでの取組の一例：泉大津沖処分場や堺2区における生物の生息環境の創出に配慮した護岸の整備）

(2) 藻場・干潟・砂浜等の保全等（重点ゾーン：1、2、3）

藻場が存在し「大阪府漁業調整規則」に基づく水産動植物の採捕禁止区域に指定されている水域や、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区に指定されている干潟について、当該法令等に基づく規制措置の適正な運用により、保全する。その他の藻場・干潟・砂浜等についても保全するとともに、再生及び創出に努める。

(3) 湾南部における「里海づくり」の推進（重点ゾーン：2、3）☆

湾南部において、自然環境を保全しつつ、NPO等と協働したアマモ場の創出などの「里海づくり」を推進する。

（これまでの取組の一例：NPOや漁業者によるアマモ場づくり）

(4) 自然海浜の保全等（重点ゾーン：1、2、3）

「大阪府自然海浜保全地区条例」に基づいて指定している自然海浜保全地区についてその適正な利用がなされるよう整備に努める。また、人工的に整備した干潟や磯浜等についても、その利用や生物の生息に好適な状態が維持されるよう努める。

(5) 底質環境の改善に向けた取組、窪地の埋め戻しの推進（重点ゾーン：1、2）☆

底質環境の改善に向け、水質保全対策等との関連も十分に踏まえながら、底質環境の調査や効率的に底質を改善する手法の調査研究や対策を推進する。

（これまでの取組の一例：漁業者による海底耕耘）

また、浚渫土砂の確保に努め、浚渫土砂を活用した窪地の埋め戻しを推進する。

(6) 海砂利の採取の抑制（重点ゾーン：1、2、3）

府域においては、海砂利の採取は行われておらず、今後も、この現状を踏まえ対応する。

(7) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮（重点ゾーン：1、2、3）

① 埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化

本府の瀬戸内海区域における「公有水面埋立法」第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、海域環境、自然環境及び水産資源の保全に十分配慮する。特に港湾区域内で行われる埋立てに当たっては、港湾計画の策定段階から考慮する。

② 不可避な埋立てにおける配慮

「環境影響評価法」及び「大阪府環境影響評価条例」に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討する。その際、住民等からの環境の保全の見地からの意見が適切に反映されるよう配慮する。さらに、埋立地の存在、供用及び工事による水質及び水生生物等への影響について、条例に基づき、適切に事後調査を行う。

これらの検討に際しては、特に、浅海域の藻場・干潟・砂浜等は生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息や、海水浄化等において重要な場であることや、湾奥部における流況について考慮する。

2 水質の保全及び管理

(1) 水質総量削減制度等の実施（重点ゾーン：1、2、3）

水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、水質総量削減制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の確立に向けた取組の推進（重点ゾーン：1、2、3）☆

水質環境基準を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するための海域別・

季節別の栄養塩類の濃度レベルの調査研究と、管理手法の確立に向けた取組を推進する。

(3) 湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に向けた取組の推進（重点ゾーン：

1) ☆

埋立地間水路等における海水の流動改善や、湾奥の閉鎖的な海域から沖合側への排水口の移設等の既存構造物の管理・使用方法の改善、底質からの栄養塩類の溶出の低減等による効果の把握に努めるなど、湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に向けた調査研究や対策を推進する。

(4) 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出（再掲）（重点ゾーン：1) ☆

湾奥部において生物が生息しやすい場を創出し、沿岸における生物による水質浄化機能の向上を図る。

(5) 貧酸素水塊の発生抑制に向けた取組の推進（重点ゾーン：1) ☆

貧酸素水塊の発生状況の詳細な把握や、形成メカニズムの解明等、貧酸素水塊の発生抑制に向けた調査研究や対策を推進する。

(6) 生活排水処理施設の整備等（重点ゾーン：1、2、3)

生活排水の100%適正処理を目指し、下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、下水道が整備されない地域においては、合併処理浄化槽等の普及の促進等を図る。

また、下水処理場における窒素及びりんを除去を含めた高度処理施設の導入について、大阪湾流域別下水道整備総合計画に基づいて、取組を推進する。

さらに、合流式下水道については、合流式下水道緊急改善計画に基づき取組を推進する。

浄化槽整備においては、窒素、りん等除去能力を有する高度処理型浄化槽の普及や、計画的な整備及び確実な維持管理を見込める「浄化槽市町村整備推進事業」の市町村への導入を推進する。

(7) 底質改善対策の推進（重点ゾーン：1、2)

水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、底質環境の改善に向け、1－(5)に掲げる施策を推進する。

(8) 有害化学物質等の低減のための対策（重点ゾーン：1、2、3)

「水質汚濁防止法」や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、工場・事業場に対する排水基準の遵守徹底等により、健康項目に係る水質環境基準の達成維持を図る。特にダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく

排出規制を推進する。

また、環境リスクの大きい化学物質について、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく化学物質の排出量等の把握などの事業者が行う自主管理に技術的な助言を行うとともに、排出量データ等を集計・公表する。

さらに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の対策に努める。

（9）油等による汚染の防止（重点ゾーン：1、2、3）

船舶油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るため、船舶及び陸上からの油等の排出防止及び廃油処理施設の整備や、事故による海洋汚染の未然防止、排出油等防止体制の整備等の取組を推進する。特に、油等による汚染については、「大阪湾における大規模油等汚染事件発生時の環境保全に係る対応について」等により対応する。

（10）海水浴場の保全その他の措置（重点ゾーン：1、2、3）

海水浴場や自然とのふれあいの場等の水質について、良好な状態で保全するように努める。

湾奥部については、富栄養化の程度が他の湾灘に比べて高いため、大阪湾再生推進会議や大阪湾環境保全協議会等の取組を通じ、国や関係府県、市町村、民間企業、NPO等との協働のもと、地域間・流域間の連携を強化し、水質保全を図る。

国内外の海上輸送の過程で混入すること等により、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海特性によりその水質や生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努める。

（11）健全な水循環・物質循環機能の維持・回復（重点ゾーン：1、2、3）

健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、海域においては、1－（1）及び（2）、2－（3）及び（4）に掲げる施策を推進する。陸域においては、森林の水源かん養機能の向上や、農地やため池等の保水機能や地下水涵養機能の保全と再生、雨水の貯留浸透や流出抑制による河川・水路の負担の軽減、雨水利用等による水の効率的な利活用、下水道の高度処理水を活用した河川・水路の維持流量の確保及び水質改善等を推進する。また、これらの施策の推進に当たっては、関係者間の連携の強化に努める。

(12) 気候変動への適応に向けた取組の推進（重点ゾーン：1、2、3）☆

気候変動が水質や生物多様性・生物生産性へ与える影響を把握するために必要な基礎データの収集・解析や、気候変動への適応策に関する調査研究や対策を推進する。

3 都市の魅力高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全

(1) 湾奥部における海と親しめる場や機会の拡充（重点ゾーン：1）☆

湾奥部において、海と親しめる場の整備や、既存の場のPRの強化、利便性の向上等を図る。

(2) 大阪の特徴を活かした、海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力の創出（重点ゾーン：1、2、3）☆

臨海部のダイナミックな景観や、海に向かって夕日が沈むなど、大阪の特徴を活かして、海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力を発掘し、PRに努める。

（これまでの取組の一例：夕日と海・まちが一体となった景観の創出の取組）

(3) 自然との共生や環境との調和に配慮した防災・減災対策の推進（重点ゾーン：1、2）☆

防潮堤や護岸の整備・補修・更新時に、海へのアクセスや景観への配慮、緩傾斜護岸や生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等に努める。

(4) エコツーリズムの推進（重点ゾーン：1、2、3）☆

自然環境等を活かし、企業等と連携して、エコツーリズムを推進する。

(5) 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進（重点ゾーン：1、2、3）☆

府民等への広報活動、美化活動への府民参加の推進等を通じて、海面、海浜の美化意識の向上に努める。例えば、NPO等と協働して、府民等に、内陸で投棄されたごみが河川を經由して海域にまで至る場合があることを伝え、広範囲に影響を及ぼすことの理解を深めること等により、漂流・漂着・海底ごみの発生の抑制を図る。

（これまでの取組の一例：NPOが河川において住民と連携して実施している、ごみの漂着調査や川・海のごみを減らす取組）

海岸漂着物等については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、回収・処理、発生抑制対策を関係府県等と連携して促進する。漂流・海底ごみについては、同法附帯決議に基づき、実態把握や回収・処理、発生抑制対策等を推進する。

(6) 自然公園等の保全（重点ゾーン：1、2、3）

国定公園や府立自然公園の保全を図り、その適正な利用を推進する。

(7) 緑地等の保全（重点ゾーン：1、2、3）

沿岸地域において、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための広域的な指針としての「みどりの大阪推進計画」や市町が策定する都市緑地法に基づく「緑の基本計画」によって、優れた自然環境を保全するとともに、都市緑地環境の形成、維持を図る。

① 良好な自然景観を有する沿岸地域における林地の確保

森林法に基づく保安林制度、林地開発許可制度及び大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境の保全と回復に関する協定の適正な運用を図る。

また、採石法及び砂利採取法に基づく認可及び海岸法に基づく許可に際しては、緑地等の保全について十分配慮する。

② 沿岸都市地域における緑地の確保

都市公園整備事業、港湾環境整備事業（緑地等施設）等を推進し、「みどりの大阪推進計画」に示されている緑地の確保目標量及び地域別のみどりの将来像の考え方に基づき、各種緑地の整備を積極的に促進する。

③ 健全な森林の保護育成のための事業の実施

治山事業による保安林機能の維持・増進や、森林造成事業、府営林整備事業及び森林病虫害防除事業等を推進し、健全な森林の保護育成に努める。

④ 緑化修景措置

海岸線に沿い自然とのふれあいの場、環境保全、防災及び景観の向上を目的とした緑地を造成する。

(8) 史跡、名勝、天然記念物等の保全（重点ゾーン：1、2、3）

湾岸部に存在する、「文化財保護法」及び「大阪府文化財保護条例」に基づき指定されている史跡や天然記念物、有形文化財等の文化財ができるだけ良好な状態で保全されるよう関係法令に基づく規制を徹底するとともに、防災施設の設置、保存修理及び環境整備等の対策を推進する。

(9) 良好な景観の形成（重点ゾーン：1、2、3）

景観法に基づく大阪府景観計画における景観計画区域として「大阪湾岸地域」を指定し、「良好な景観の形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に届出を義務付け、規制誘導を実施する。

4 水産資源の持続的な利用の確保

(1) 栽培漁業の推進（重点ゾーン：1、2、3）☆

「大阪府栽培漁業基本計画」に基づき、環境特性や資源生態、技術開発の進捗状況等を勘案して対象種を選定し、栽培漁業をさらに推進する。

(2) 資源管理型漁業の推進、資源管理への遊漁者の協力（重点ゾーン：1、2、3）☆

資源解析結果等を踏まえ、漁業者による自主的な資源管理型漁業の充実を図る。

また、より多くの遊漁者に、資源管理の重要性を伝え、資源管理への協力を得るよう努める。

（これまでの取組の一例：釣り人の団体による繁殖期における釣りの自粛や、小さな魚は海に返す取組の実施）

(3) 広域的な漁場整備の推進（重点ゾーン：2、3）☆

魚類等が成長しながら湾内を移動していく実態を踏まえ、成長段階に応じた漁礁等の場の整備を各海域で行うことにより、湾全域での資源量の増加を目指すような、広域的な視点を持った漁場整備を推進する。

(4) 地先海域における漁場整備の推進（重点ゾーン：2、3）

地先海域において、定着性の魚類等の産卵場や稚魚の育成場となる増殖場の整備（藻場造成等）を推進する。

5 基盤的な施策

(1) 水質等の監視測定

公共用水域については、「水質汚濁防止法」の規定による水質測定計画に基づき、水質汚濁に係る環境基準点を中心に関係機関と相互協力をして常時監視を実施する。また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、関係機関と協力して常時監視を実施し、府域の環境状況の把握に努める。

一方、発生源については「水質汚濁防止法」「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、工場・事業場に対して立入検査等を実施し、排水基準の遵守状況の監視に努めるとともに、総量規制の指定地域内事業場における汚濁負荷量の把握を行うため、水質自動計測器の設置等、効果的な監視体制の整備の促進を図る。

(2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、下記に掲げる事項等、瀬戸内海の水質環境保全に関するモニタリング・調査研究及び技術開発に鋭意努めるとともに、大学・事業者・民間団体等との情報交換等を行い有機的な連携を図ることにより、調査研究及び技術開発の効果的な実施を図る。

(主なモニタリング、調査研究、技術開発の事項)

- ・埋立地間水路等における海水の流動改善や、湾奥部の閉鎖的な海域から沖合側への排水口の移設等の既存構造物の管理・使用方法の改善、底質からの栄養塩類の溶出の低減等による効果
- ・貧酸素水塊の発生状況の詳細な把握や、形成メカニズム等
- ・水質環境基準（底層DO含む）を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するための海域別の栄養塩類の濃度レベル及び管理手法
- ・気候変動が水質や生物多様性・生物生産性へ与える影響を把握するために必要な基礎データの収集・解析や、気候変動への適応策
- ・施策効果を適切に把握するため、合流式下水道からの雨天時越流負荷を考慮するなど、流入負荷のより精度の高い見積もりの検討

(3) 廃棄物の処理施設の整備及び処分場の確保

大阪府循環型社会推進計画に基づき、リデュースとリユースの推進やリサイクル（質の高いリサイクル）の推進、適正処理の推進等に取り組み、最終処分量の削減等を図る。

内陸部での処分場の確保が困難となる中で、廃棄物の海面埋立処分によらざるを得ない場合においては、まず最終処分量の減量等により処分場の延命化を図り、瀬戸内海の環境保全に十分配慮するとともに、大規模災害等に備えた災害廃棄物の処分場の確保に対する社会的要請の観点から、処分場の確保に努める。

大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）については、関係機関と協力して、環境の保全に留意しつつ事業の推進に努める。

(4) 広域的な連携の強化等

瀬戸内海環境保全知事・市長会議や公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議を積極的に活用し、瀬戸内海に関係する各地域間の連携の強化を図る。

また、大阪湾環境保全協議会や大阪湾再生推進会議等の取組を通じて、集水域も含めた大阪湾の関係者間の連携の強化を図る。

(5) 情報提供・広報の充実、環境保全思想の普及及び住民参加の推進

ホームページ等の広報媒体やイベント、瀬戸内海環境保全月間、大阪産魚介類の知名度の向上を図る取組等を活用して、住民の大阪湾の環境保全に関する意識の向上に努めるとともに、「里海づくり」や海岸・河川の美化活動、生活排水対策等への住民参加の推進に努める。また、環境保全施策の策定に当たっては、パブリックコメント手続の実施等により、住民意見を考慮する。

(6) 環境教育・環境学習の推進

大阪府環境教育等行動計画等に基づき、府民、事業者、民間団体、行政等すべての主体とともに環境教育等の推進に積極的に取り組むこととし、体験型環境学習の場や機会の提供、民間団体への支援等を推進する。

(7) 国内外の閉鎖性海域との連携

閉鎖性海域の環境保全と適正利用並びに国際協力の推進に資するため設立された財団法人国際エメックスセンターを支援し、同センターが行う事業に参画していく。

第4 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進にあたっては、庁内関係部局はもとより、国や関係府県、市町村、事業者、NPO等との情報共有・連携により円滑な推進を図ることとし、次に示す指標を用いて進捗状況の点検を行う。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標

- ・生物の生息環境の創出箇所数、実施規模
- ・藻場・干潟の面積
- ・海岸生物調査における出現種数、個体数
- ・底質改善手法の調査研究・対策の事例
- ・底生生物調査における出現種数、個体数
- ・窪地の埋め戻し実施箇所数、埋め戻し量
- ・「里海づくり」の取組の事例と箇所数
- ・自然海浜保全地区指定数
- ・生物多様性地域戦略の策定自治体数

2 水質の保全及び管理に関する指標

- ・水質汚濁に係る環境基準の達成状況
- ・水質（COD、T-N、DIN、T-P、DIP、TOC、底層DO、透明度等）の状況
- ・底質（COD、強熱減量、T-N、T-P、硫化物、酸化還元電位等）の状況
- ・水温の状況
- ・貧酸素水塊の発生状況
- ・赤潮の発生状況
- ・クロロフィルaの状況
- ・植物プランクトンの状況
- ・動物プランクトンの状況
- ・発生負荷量・流入負荷量

- ・生活排水適正処理率
- ・高度処理普及率
- ・合流式下水道改善率
- ・水浴場の水質判定基準の達成状況
- ・海水の流動改善等に係る調査研究・対策の事例
- ・生物の生息環境創出箇所における水質浄化の状況
- ・貧酸素水塊の発生抑制に係る調査研究・対策の事例
- ・栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の調査研究・対策の事例
- ・気候変動の影響を把握するために必要な基礎データの収集・解析及び適応策に関する調査研究・対策の事例

3 都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全に関する指標

- ・大阪湾と親しめる場の数
- ・既存の場のPRの強化・利便性の向上事例
- ・住民や企業等と連携した景観の魅力創出に向けた取組事例
- ・防潮堤や護岸の整備・補修・更新時における、海へのアクセスや景観への配慮、環境配慮型構造物の採用等の取組事例
- ・企業等と連携したエコツーリズムの実施事例
- ・漂流・漂着・海底ごみの発生の抑制に係る啓発の事例とその件数
- ・国定公園・府立自然公園利用者数
- ・国定公園・府立自然公園面積
- ・景観法に基づく景観計画の策定自治体数
- ・保安林指定面積（魚つき保安林を含む）
- ・都市公園面積
- ・都市計画法に基づく風致地区指定面積
- ・都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積
- ・史跡、名勝、天然記念物等の国・府指定件数
- ・海水浴場の利用者数
- ・漂流ごみ、海底ごみ回収量
- ・海岸等における美化活動参加者数及びごみ回収量
- ・大阪湾の環境保全に関連するイベント数・参加者数

4 水産資源の持続的な利用の確保に関する指標

- ・栽培漁業の対象魚種数・放流尾数
- ・資源管理の対象魚種数

- ・資源管理における遊漁者の取組事例
- ・漁場整備面積
- ・広域的な漁場整備の実施事例
- ・漁業生産量
- ・ノリ・ワカメの生産量

5 基盤的な施策に関する指標

- ・広域的に連携した環境保全に係る取組の事例
- ・関連するホームページとその閲覧数
- ・環境教育・環境学習の推進事例